

# 埼玉県県庁舎再整備に伴う経済波及効果調査業務委託

## 仕 様 書

- ・この仕様書は、企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

埼玉県県庁舎再整備に伴う経済波及効果調査業務

### 2 契約期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

### 3 業務の目的等

#### (1) 県庁舎再整備に係る議論のこれまでの経緯

本県県庁舎（さいたま市浦和区高砂に位置する本県県庁舎のこと。以下「県庁舎」という。）は、最も古い本庁舎が令和8年度に建築後75年を迎え老朽化など様々な課題をかかえている。また、「埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針」では建物の目標使用年数を80年としており、令和13年度には本庁舎が築80年を迎える。

こうした中、DX等の社会変革を考慮し、県民にとってより便利で職員にとって働きやすい未来の県庁を整備していくため、令和7年度から県庁舎再整備基本構想・基本計画の策定を進めている。なお、県庁舎再整備に係るこれまでの経緯は、埼玉県庁HP「県庁舎の再整備について」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0205/fm/kenncyousyasaiseibikenntoukai.html>) を参照すること。

#### (2) 業務の目的

県庁舎の再整備に係る検討項目のうち、県庁舎の再整備位置として「さいたま市浦和区高砂の現在地（以下「現在地という。）」及び「さいたま市緑区美園の県有地（以下「浦和美園」という。）」の2か所（以下「両整備候補地」という。）について検討を行っている。

このため、県庁舎が浦和美園に移転した場合に生じうる職員等の人流変化による直接的な経済波及効果の把握に加え、浦和美園における地域経済やまちづくりへの誘発的な影響について整理し、再整備位置の検討の参考とする。

### 4 業務の内容

(1) 類似事例に係る基礎的な調査

県庁舎再整備に類似する自治体の庁舎移転、企業の本社や工場の移転等による地域経済やまちづくりへの影響を算出した事例を調査すること。

調査対象は、3事例以上とすること。

(2) 直接的な経済波及効果の算定・分析

県庁舎が浦和美園に移転した場合、県職員等県庁舎に勤務する者の人流が変化するため、利用する飲食店・商業施設等における消費額や交通機関の運賃収入等が変化することが考えられる。

これらについて、アンケート調査等を行い定量的に把握するとともに、両再整備候補地について比較し、分析すること。

アンケートは県が用意するアンケートフォームにより実施する。調査項目は主として受託者が作成し、県と協議の上決定する。

なお、県庁舎の建設投資及び移転に伴う一時的な経済効果（建設作業員等の消費）は、調査の対象外とする。

(3) 地域経済やまちづくりに関連する誘発的な影響の把握

県庁舎が浦和美園に移転した場合、地域経済やまちづくりに関連する誘発的な影響として、例えば、以下のようなことが考えられる。

ア 飲食店、商業施設、会議室、オフィス等の民間投資の誘発

イ アの施設等における雇用の創出

ウ 県職員の一部が定住する等による人口増加

エ 鉄道・道路等交通インフラの整備促進

オ 不動産価値（地価・賃料）の向上

これらについて、(1)で調査した事例などを参考に、定性的に整理すること。

また、一定の仮設条件を設定し、上記の影響について定量的な把握が可能な場合は、条件を明記したうえで算定すること。

5 成果物の納品

本業務の成果物は次のとおりとし、詳細は本県と協議の上決定すること。

(1) 中間報告

令和8年9月18日までに、4の業務において得られた調査データ及び把握した内容を(2)イの方法で提出する。

(2) 最終報告

令和8年11月30日までに、アに掲げる成果物をイの方法で提出する。

ア 成果物

- ・事業報告書
- ・4で実施した調査データ
- ・議事録

- ・その他本業務において取得、作成したもののうち、本県が指示するもの

#### イ 納品方法

本県が指定する方法（ファイル送受信システムなど）により、電子データ（PDF及びWord、Excel、PowerPoint など編集可能なファイル）で提出すること。

### 6 その他共通事項

- ・ 本業務の実施に当たっては、具体的な調査先、調査項目、調査手法等について、企画提案の内容を踏まえて、契約締結後に本県の下承を得たうえで実施すること。
- ・ 受託者は、本業務の履行に当たって、本県と協議の上で、調査の実施状況について、随時報告を行うこと。
- ・ 本事業の実施に起因してトラブル等が発生した場合、適宜本県と情報共有等を行いつつ、受託者は誠意をもって、当該トラブル等の解決に向けて必要な対応を行うこと。
- ・ 本事業の確実な実施に向け、綿密な打合せを行うこと。また、打合せ後は、本県の指示に基づき議事要旨を作成し、本県に提出すること。
- ・ 本事業に関わる責任者及び担当者は、本業務の趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。また、本事業の準備・実施に十分な人員を確保・配置すること。
- ・ 実施内容の詳細については、本県の意向を踏まえ協議・調整を行った上で決定するものとする。

### 7 成果物に関する権利の帰属等

- ・ 本件受託において、著作者等知的財産の取扱いには十分注意すること。
- ・ 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 本業務の履行に際して、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ・ 受託者は、本業務で製作する著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証すること。万一、著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、受託者は自らの責任と費用負担に

においてこれを処理解決するものとし、本県に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。